

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会  
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会は、仕事と子育て・介護を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2、当法人の課題

全職員数のうち女性職員の割合は81%に対して、管理職に占める女性職員の割合が33%となっている。

3、目標と取組内容・実施時期

目標1：女性職員がその能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境を整備するため、管理職に占める女性職員の割合を40%以上にする。

〈取組内容・実施時期〉

- ・令和4年7月～ 管理職育成を目的としたキャリア研修の実施に向け、研修内容等について検討する。
- ・令和4年12月～ 研修プログラムを確定し、法人内研修および外部講師の選定を行う。
- ・令和5年8月～ 管理職育成研修（仮）を実施する。
- ・令和6年2月～ 管理職育成研修（仮）について検証などを行い、必要な改善を図る。

目標2：年次有給休暇の取得率が全職員平均で30%以上となるよう、労働環境の整備を進める。

〈取組内容・実施時期〉

- ・令和4年4月～ 毎月職員の年次週休休暇の取得状況を把握する。
- ・令和4年7月～ 取得率の低い職員に対し、所属長によるヒアリングを実施し、計画的な取得に向けスケジュールの確認を行う。  
安全衛生委員会において、前年度における年次有給休暇取得率状況を評価し、対策の検討をする。
- ・令和4年10月～ 職員に対し、取得計画の目標達成に向けた広報活動を行う。

目標3：育児、介護休業制度の周知を図る。

〈取組内容・実施時期〉

- ・令和4年4月～ 事務局会議において休暇制度などの資料を作成し、周知・啓発を図る。